

第3次銚田市教育大綱について

令和8年3月

銚田市長 井川 茂樹

1. 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるものです。

2. 大綱の内容

銚田市教育振興基本計画は、市教育行政を総合的かつ計画的に推進するための目標や方針等を定めるものであることから、第4期銚田市教育振興基本計画の教育目標、基本方針及び推進体制の部分をもって大綱に代えることとします。

3. 大綱の期間

令和8年度から令和10年度